

12月3日～9日は障害者週間

障害者週間は、障害のある方の福祉について関心と理解を深めるとともに、障害のある方が社会・経済・文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に設定されました。

この機会に、障害福祉などについて一緒に考えてみませんか。
☆詳しくは、障害福祉係へ。



ヘルプカード、ヘルプマークを配布

◎ヘルプカードとは

障害のある方や難病患者の方などが身につけておくことで、災害時や緊急時、日常生活で困ったときに、周囲の方に支援や配慮などをお願いしやすくするためのカードです。



◎ヘルプマークとは

障害のある方や難病患者の方などで、支援や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に支援などを必要としていることを知らせるために身につけるものです。



◎無料で配布しています

いずれも市役所障害福祉係、東部出張所、あいぽっく、障害者相談支援センター(あいぽっく内)、虹のセンター25(中神町1176)、自立生活センター・昭島(朝日町3丁目)、障害者就労支援センター(松原町3丁目)で配布しています(障害者手帳を持っていない方も可)。

◎携帯した方に手助けを

ヘルプカード、ヘルプマークを提示された場合は、緊急時の連絡先や支援してほしいことなどが記載していますので、ご協力をお願いします。

また、これらを携帯した方が日常生活で困っているときには、「お手伝いできることはありますか?」などと、ゆっくり声をかけてください。災害時や緊急時には、安全を確保するために必要な手助けをしてください。

障害者差別解消法をご存じですか

障害者差別解消法では、障害のある方もない方も、互いに認め合い、共に生きる社会を目指しています。

これにより、行政機関や会社・店舗などに対して次のことが求められます。

【不当な差別的取り扱いの禁止】

正当な理由なく、障害があることを理由にアパートの賃貸契約を断ったり、店舗への入店を拒否したりすることなどは、不当な差別に当たります。

【合理的配慮の提供】

視覚障害のある方には書類の内容を読み上げたり、聴覚障害のある方には筆談を行ったりするなどの配慮が必要です。

◎差別に関する相談窓口

障害を理由とする差別でお困りの方は、市役所障害福祉係へご相談ください。

◎パンフレットの配布

この法律を多くの方に理解していただくため、市役所障害福祉係、東部出張所、あいぽっく、各市立会館などで、パンフレットを配布しています(市ホームページからダウンロードも可)。

精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)受給者証をお持ちの方へ

精神障害者保健福祉手帳の有効期間は2年間、自立支援医療(精神通院)受給者証の有効期間は1年間です。いずれも、有効期限の3か月前から更新手続きができます。

年金生活者支援給付金の請求手続きはお済みですか

新たに支給対象となった方には、日本年金機構から、請求書を9月下旬に送付しています。

給付金を受け取るには、請求書の提出が必要です。必要事項を記入し、1月6日(必着)までに同機構に返送すると、10月分から支給されます。それ以降に請求した場合は、請求した月の翌月分からの支給となりますので、ご注意ください。

なお、現在給付金を受給中の方は手続き不要です。

◎問い合わせ

基礎年金番号が分かるものを用意のうえ、給付金専用ダイヤルに問い合わせてください。

◇電話番号 0570-05-4092(050で始まる電話番号からは03-5539-2216)

◇日時

*平日の午前8時30分～午後5時15分(月曜日のみ午後7時まで)

*第2土曜日の午前9時30分～午後4時

*月曜日が祝日の場合は、翌受け付け日に午後7時まで受け付けます。

*12月28日～1月5日を除きます。

☆詳しくは、立川年金事務所042-523-0352へ。